

CEFR の日本社会における 受容について Adoption of CEFR in Japanese Society

峰岸 真琴
Makoto Minegishi

東京外国語大学 アジア・アフリカ言語文化研究所
Tokyo University of Foreign Studies (3-11-1, Asahi-cho, Fuchu-shi, Tokyo 183-8534, Japan)

要旨: 本稿は、外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠 (CEFR) について、その社会文化的文脈を論じる。CEFR は EU 社会の多様性と統一性を高めるために策定された。当初 CEFR はコミュニケーション能力を記述するものとして始まったが、社会文化的適切性の記述へと拡張された。一方、いったん確立した CEFR は、日本の英語教育会において英語コミュニケーション能力評価の標準と見なされている。

CEFR は本来他民族・多言語であり、世俗的な EU 社会を前提とするものであって、社会文化的要素の記述においても、宗教的要素を考慮していない。将来の日本では、CEFR の社会文化的記述が、外国人と日本人の平和な共生の便宜的な指標と見なされる可能性がある。本稿は、社会文化的適切性の記述に宗教的要素を考慮するべきであることを示す。

Abstract: This paper discusses Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment (CEFR) in the socio-cultural context. CEFR was originally designed to implement the idea that European Union should enhance its unity under diversity. At the beginning it started as a tool to describe the communicative ability of foreign language learners, and its range of description was later extended to cover socio-cultural appropriateness. Once established, CEFR began to be regarded as the standard to evaluate communicative abilities in the English educational institutions in Japan.

CEFR presupposes the multicultural and multilingual, but secular EU community. Consequently its socio-cultural descriptors do not cover religious aspects in a society. In the future Japanese society, such descriptors might be regarded as a convenient standard for the degree of harmonious coexistence of foreigners and the Japanese. This paper suggests that religious factors should be taken into consideration in the evaluation of socio-cultural adequateness.

キーワード: CEFR, 社会文化的記述子, 宗教的要素, 社会的共存

Keywords: CEFR, socio-cultural descriptor, religious factor, coexistence in a society

1. はじめに

本稿の目的は、日本における外国語能力評価、あるいは外国語としての日本語能力評価の基準として採用が進んでいる「ヨーロッパ言語共通参照枠」(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment: 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠、以下 CEFR と呼ぶ) の受容について、その社会文化的側面を論じることである。

CEFR の成立には、欧州連合 (以下、EU と呼ぶ) 固有の社会文化的背景がある。しかし、いったん成文化され、公表されると、明文化された一種の権威と見なされ、参照されるべき標準としての役割を担うことになる。特に、EU 外部の社会で利用される際には、策定された趣旨とは別の「目的外使用」が行われる危惧が生じる。そこで本稿では CEFR の内容そのものではなく、CEFR の策定とその背景にある

理念、EU 以外の、特に社会的、言語文化的な背景を異にする日本における CEFR 受容の在り方といった、いわば CEFR をめぐる外的状況の問題を考察の中心に置くことにする。

はじめにお断りしておくが、筆者は東南アジア、南アジアの諸言語の研究者であって、外国語等の語学教育や教育学、歴史学、地域研究の専門家ではない。従って本稿は外国語教育とその評価法策定についての非専門的立場からの考察に過ぎない。

以下に述べるように、CEFR 制定の本来の目的は共同体内の人材の移動・交流を円滑化することであり、その背景には EU 内の統一を維持しながらもその成員の言語文化の多様性を保つという理念がある。この崇高な理念とは裏腹に、EU が現在抱える移民、難民の受入れ、英国の EU 離脱を始めとする深刻な問題を見ると、現在そして将来の日本が直面する外国人との共生の問題を想起せざるを得ない。もちろん、これらはコミュニケーション能力記述という CEFR 策定の目的を超えた社会的、政治的問題であるが、多文化・多言語共生の問題は、深刻な問題として顕在化する前に、まずコミュニケーション上の問題として現れる。コミュニケーションの問題を解決するには、異なるコミュニティー同士を結ぶ仲介者の役割が重要となる。仲介能力を持つ人材を養成するために、CEFR のようなコミュニケーション能力、仲介能力を適切に評価するための尺度を策定することは重要な課題であろう。この意味で、CEFR をめぐる外的状況の問題を、将来の日本のあり方の問題と併せて考察することには一定の意義があると考えられる。

外国人受け入れとそれに伴う軋轢、衝突は、EU だけでなく、いまや世界各地における深刻な問題であり、高齢化と労働人材不足という喫緊の問題を抱える日本社会に暮らす者全てが関心を持たざるにいられない問題である。筆者は、大学院博士課程在学時にタイ国留学（1982 年～1983 年）を経験し、その後は研究者として主に東南アジア大陸部、インド（主に東インド、東北インド地域）の諸言語のフィールド調査と、現地研究者との国際共同研究を重ねてきた経験がある。フィールド調査は、数週間から一年ほどの期間であるが、そこで築いた現地研究者との共同研究には、数年から十数年にわたる長期のものもある。このような言語学者や人類学者の活動は、Council of Europe (2018) CEFR Companion Volume（以下、CV2018 と呼ぶ）でいうコミュニティー間を橋渡しする仲介活動（mediation）の一つの在り方と考えられよう。本稿では、海外でのさまざまな経験を踏まえ、外国人と日本人との共生、協働の観点から CEFR について考察を試みることにする。

2. CEFR 策定の目的と背景

EU (European Union) 設立時の理念は、多様性における統一性を謳っている。つまり、連合の政治・経済・社会的な統一を促進しながらも、参加国の各地域の構成員の多言語・多文化を前提としている。ヨーロッパ日本語教師会 (2005) によれば、欧州評議会の言語教育政策の目的は、(1) 複言語主義 (plurilingualism) の促進、(2) 言語の多様性 (linguistic diversity) の促進、(3) 相互理解 (mutual understanding)、(4) 民主的市民 (democratic citizenship) の推進、(5) 社会的結束 (social cohesion) の促進の 5 点にまとめられる [同書 p.20]。

CV2018 によれば、「ヨーロッパ言語共通参照枠」の策定は、このような政策目的を実現するための一施策である。CEFR 策定は、教育機関の国際的協同を促進し、外国語能力の相互承認のための健全な基礎を提供し、学習者、教師、教育コース設計者、語学能力検定団体、教育行政関係者の協働を支援することを目的とする [同書 p.25]。CEFR はまた、教育改革計画を円滑に進めるための道具であり、標準化の道具ではないと強調されている [同書 p.26]。CEFR の実用的な役割としては、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のための包括的な基盤となることが想定される。

EU の理念は、言語文化の多様性を守るとともに、連合の成員それぞれの個人的成長や教育、雇用、情

報へのアクセス、文化的向上における機会の均等を図ることである。そのためには、複言語能力 (plurilingual competence) を養うための言語学習の根本的な変革を政策的に実現することが重要であるとされる [同書 pp.157-158]。CV 2018 で社会文化的な参照枠が追加されたのは、欧州各地を自由に移動して活動する欧州市民は、「社会的行為者」(Social agent) として移住先で必要な言語、社会、文化の知識を身につけ、円滑な人間関係を築くことが理想的であり、CEFR はこのような理念を実現するためのものと考えられよう。

ここで以下の2点について指摘しておきたい。

第一点は、CEFR の策定には EU という政治体制の特徴が反映しているという点である。ある理念を人類普遍のアジェンダとして掲げ、それを踏まえて政策を立案、実施することにより、その理念を具体化するというのは、ヨーロッパ大陸部の政治的特徴である。EU の政治経済および思想文化の中心はフランスとドイツであるが、このような理性主義的な政治体制構築のあり方は、近代化に先立って「自由・平等・博愛」を理念とした革命を経験したフランスに特徴的なものであろう。この「理念から現実へ」という理性主義を徹底するフランスは、同じ大陸にありながら小国家分立体制が長く続き、統一後も地方分権的な連邦共和国制を維持しているドイツや、大陸から離れた島国で、経験主義的な思想的伝統を持つイギリスとは伝統を異にしている。イギリスの EU 離脱は、このような思想的相違が遠因にあるのかもしれない。

第二点は、CV 2018 で加えられた社会文化的記述項目には、宗教に関わる項目が存在しない点である。これは EU およびその加盟国の全てが世俗的政治体制であることから見て当然のことである。それでも改めてこの世俗性を指摘するのは、EU の世俗性とは、欧州が全体としてキリスト教的な価値観を共有しているという暗黙の前提に立ってのものだからである。これは、第一点と合わせると、フランスが厳密に政教分離を守る世俗国家でありながら、カトリックの国であることと同様に理解されるべきである。宗教権力を政治体制から分離することは、フランス革命以来一貫する理念だが、見方を変えれば、それ以前のフランスではそれだけカトリック教会の影響力が大きかったことの反映である。

2.1. EU とインドとの世俗性の比較

近代国家の世俗性は現代では当然のことと考えられるし、その意味でフランス的な政教分離は普遍的理念であると見なされがちである。

「多様性における統一性」という EU 設立時の理念は、ジャワハルラール・ネルーのインド建国時の「インドの多様性と統一性」というスローガンを想起させる。インドは西ヨーロッパに匹敵する広大な領土と世界最大の人口を持ち、普通選挙を実施している「世界最大の民主主義国家」を標榜する世俗国家であり、多民族、多言語の共存を目指す点で EU と比較しうる国家である。インドは多数派のヒンドゥー教徒の他、人口の 15% 近いイスラーム教徒を始めとして、シク教、仏教、キリスト教などが共存（「競存」と言うべきか？）する複雑な社会である。「世俗性」という言葉は、EU では、多数派を占めるキリスト教的世界であり続けることを含意し、インドでは多数の宗教の混在を前提としている。つまり EU 的な世俗性は、インドに比べれば多様な世俗性の一つのあり方に過ぎないと見なされよう。

これまで指摘したことから、CEFR が EU 加盟国の言語を中心とする政策立案のために策定されたものであること、その前提としての EU の理念は近代国家にとって普遍的なものであると考えられがちだが、実はヨーロッパ独自の歴史文化・政治経済的な地域性が反映したものであること、従って普遍的というより一地域の特徴的理念であることは明らかであろう。

3. CEFR の日本における受容

CEFR はそれを生み出した EU の社会文化的特質に根ざしており、EU の一体性を促進するためのもの

であることは、すでに述べてきた通りである。CEFR はさらに、EU 以外のさまざまな国でも外国語コミュニケーション能力の共通評価尺度として用いられ始めている。以下では、日本における CEFR の受容について考察する。

3.1. CEFR の英語教育への導入

日本の英語教育への CEFR の導入（CEFR-J の策定）研究については、投野（2016）などがある。出版業界など一般社会において、CEFR は既存のさまざまな語学教材や能力評価法に対する共通の評価尺度として位置づけられつつある。例えば、NHK の英語講座は、『NHK ラジオ基礎英語 1』はレベル A1、『NHK ニュースで英会話』はレベル B2 のように、CEFR の相当レベルが明示されている¹。

文部科学省は、ケンブリッジ英語検定を始め、9 つの資格・検定試験との対照表を公表し、これらの評価法を横断する尺度として位置づけている²。

一般に能力の評価に当たっては、誰を対象（評価対象の属性）に、どのような能力を（評価の項目）評価するために行なうのか、また評価結果をどのように活用するのか（評価の目的）が明確でなければならない。この点は、外国語能力評価であろうと、体力トレーニングであろうと変わりはない。

主な英語能力検定試験に関しては、検定受検者として、TOEIC は一般社会人を、IELTS は英語圏の高等教育機関への留学希望者を、TEAP は学生を、英検は学生および一般社会人を想定している。それぞれの評価項目も、TOEIC、英検は日常・実生活での一般的コミュニケーション能力を、IELTS および TEAP は高等教育さらには研究のための語学力を評価するものである。TOEIC は英語圏あるいは国際社会での生活への適合の度合いに、英検は初等・中等教育での英語教育の達成度に、IELTS および TEAP は学術面での評価に関わる、というように、これらの検定試験は、その対象と目的において、それぞれ性格を異にする。

3.2. CEFR と大学入学者選抜試験

文部科学省は、大学入試センター試験を 2020 年 1 月実施を最後に廃止し、新たに「大学入学共通テスト」を導入しようと計画した。センター試験のリスニングに代えて、「聞く・話す」能力を評価するために、既存の英語資格・検定試験の成績評価の共通の尺度として、CEFR を活用しようと計画したが、その実施は突如延期されるに至った。この政策変更に伴う初等・中等教育および受け入れ側である大学側の混乱については既に周知の通りである。

これら評価の対象、項目、目的の異なる能力評価を、EU のような国際的共同体のコミュニケーションの場において、Can Do という実用的なコミュニケーションの観点から横断的に対照し、A1 から C2 の 6 段階に振り分けることはもちろん可能である。しかし、その結果は当然最大公約数的な大まかなものになる。CEFR の目的と性格を考えれば、これを学習者自身が自らの能力を省みて今後の学習の目安とするには有効だが、参照枠での位置づけを大学入学者選抜試験に援用することに無理があるのは当然である。

大学入試について付言すると、まずは個々の大学が、どのような学生を受け入れ、どう育成するのかという教育上の理念を明示し、目標に見合った評価方法と到達目標を明示して選抜試験の試験問題を自力で作成することが理想的である。受験者は大学の掲げる理念と自己の将来像とを照らし合わせ、両者がマッチする大学を志望し、そのための受験準備をして試験に臨むのが理想であろう。日本の現状では、全ての大学に、それぞれの教育・研究目標に沿った形での入試問題を自作するだけの外国語教育専門の

¹ <https://www.nhk-book.co.jp/pr/text/eigo.html>

² 文部科学省 事務連絡（平成 30 年 8 月 28 日）「大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・検定試験について（周知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1408564.htm

スタッフが揃っているのか、あるいは全ての大学の教育上、高度な英語教育が必要か、といった問題があるだろうが、受験生と大学との双方が選抜試験の当事者として主体的に関わる仕組みが必要ではないか。人を評価するという事は、個人の人生を左右するだけでなく、評価活動自体が高度な専門性を要する重要な課題であり、人的、時間的コストがかかるのは当然であって、AI でさっと評価できるというような安直な発想は許されない。

3.3. 日本における英語以外の外国語教育での CEFR の受容

英語以外の外国語教育では、アジアとヨーロッパの多数の言語を専攻語として教育を行っている高等教育機関は、大阪大学外国語学部（旧大阪外国語大学）および東京外国語大学の2校である。従って両者が外国語教育への CEFR 導入について先導的な役割を果たしている。

大阪大学外国語学部では 2006 年以来、学部の 25 専攻語の教育水準の共通の参照枠として CEFR を導入している。真嶋 (2019: 5) は、CEFR の理念を紹介するとともに、同大学での CEFR の導入、さらに CV 2018 に沿った参照枠の改定の実践について報告している。同大学では、学部の専攻語の到達度目標に CEFR のレベルが記されている³。「現場の関係者の間で、外国語教育を論じるのに『共通言語』がなく、話し合いができないという（言語教育の進展を望む専門家集団としては）皮肉な状況」の改善に有効な共通枠として CEFR は機能しているとのことである。

確かに、多種多様な専攻語の教育においては、当該言語の音声・形態・統語といった形式レベルの多様性が、それぞれの専攻語独自の教育法の開発と強く結びついており、一方で各専攻語教育課程の成立過程という歴史的要因もあって、「共通言語」がない、という問題が生じるに至ったのであろう。その点、技能運用面、コミュニケーション能力という、形式レベル以外の到達度評価の共通参照枠ができたことは、今後の教育法、教育制度の改善にとって重要な進展である。

真嶋 (2019:9) の指摘するように、高等教育機関での外国語教育の場は、世界の外国語学習者全体から見ると、ごく少数のグループである。特に、外国語学部、外国語大学での専攻語教育は、その先に専攻語の話されている地域の社会、歴史、文化の理解と分析研究がある点で、実用教育とは性格が異なることは指摘しておきたい。専攻語教育の入門課程では、20 歳前後の柔軟な学生に集中的な専攻語教育を行うが、その際、誤解を恐れず言えば、「専攻地域の言語・文化にどっぷり浸りきる」ことが望ましい。「郷に入らば郷に従え」である。その過程ではもちろん、母語との比較対照による差異の意識化が進められ、CV 2018 でいう「仲介活動」の訓練が施される。そこからさらに学術的な研究に進むには、改めて習得した知識・技能を相対化、客観視する必要がある。この過程は「まずは外国人になりきり、その後改めて日本人としての複眼的な目を活かして、大学での専門教育が始まる」過程であると言っても良いであろう。この点が、一般社会の語学学校と大学での専門教育との大きな違いであることは強調しておく必要がある。

3.4. 外国人留学生への日本語教育と CEFR

外国留学の位置づけも、例えば外国の地域・言語専攻の学生と、その他の専攻の留学生では、その位置づけが異なる。前者にとっては、「郷に入らば」を徹底し、24 時間留学先の言語文化に浸りきる機会であるが、後者にとっては、外国語は専門知識の習得や研究における「媒介言語」であり、例えばチェコに医学教育を受けるために留学するのには、英語での専門教育を受けるだけの準備があれば十分であり、チェコ人気質を理解し、その言語文化に浸る必要性は低い。筆者自身、タイへの留学の際に、農学系の専門家に「タイでは英語が通じるから、タイ語を学ぶ必要はない」と言われ、苦笑した記憶がある。

³ <http://www.sfs.osaka-u.ac.jp/user/kyoumu/ns/target.html>

日本に留学する外国人にも、これに類似した目的の違いがあることには注意すべきである。日本の社会文化そのものに興味を持って学びに来る学生と、日本で一定の専門知識を習得するために来る学生とでは、日本語を学ぶ動機も姿勢も異なるのである。後者の場合、専門知識のコミュニケーションは英語で、日常生活の会話は日本語で行えばとりあえず間に合うのである。彼らは「日本人になりに来る」のではない。そのような方略で多くの国を渡り歩き、国際的な活躍をする人材こそ、CV 2018 でいう「仲介活動」の精神を体現しているとも言えよう。

現代の日本語教育の現場では、両者を一緒にたに見なし「日本では日本人と同じようにしなさい」と強制するようなことは、もはやないであろうが、大学の外の日本社会の外国人への理解は、そこまで深まっていないのではないかと危惧される。

4. まとめと考察

4.1. 本稿のまとめ

本稿では、筆者の限られた知見の及ぶ範囲ではあるが、CEFR の策定の目的とその背景にある EU の理念について概観した上で、日本における CEFR の受容について概観した。

専門的な知見を持たないままに、このような考察を試みたのは、共同体の理念とその実装としての政策決定過程における欧州と日本との違いを比較し、現代日本における喫緊の課題である外国人受け入れの問題を考える上でのヒントを求めたいという動機による。

EU の理念は、個人の社会文化的アイデンティティーの尊重の上になりたっている。個人のアイデンティティーの根底をなすのは母語であり、母語に加えて多言語コミュニケーション能力を高めることで、多言語・多文化の中における社会的行為者としての活動が保証される。CEFR はそのための目安として機能する。この理念を掲げ、それを実現するための施策を体系的に整えるというやり方は、EU そのものが、2つの世界大戦を経た後に人為的に成立した、という歴史的経緯がある。EU 成立の経緯は、フランスが「自由、平等、博愛」の理念を掲げてフランス革命を、ナポレオンの時代を経て市民法を整備し、共和制の理念を体現した経緯と比較することで、よりよく理解できる。

話が横道にそれるが、この観点から日本の外国語教育政策を見ると、他の多くの政策と同様、明確な政策立案の過程が見えず、余りに状況依存的で、外圧に屈してとか、なし崩し的というか、一貫して主体性がないように見受けられる。明治憲法下、「萬機公論ニ決ス」べきを怠り、議論を深めて納得づくで物事を決定するよりは権威を振りかざして議論を封じ、敗戦に至る。政策の決定の主体を明らかにする姿勢がないから、失敗しても誰も責任を取らない。排外主義の戦前から敗戦後は一転して「排外」主義のアメリカ依存となり、今やアメリカの排外主義台頭に右往左往する。情けないにもほどがある。政治家の「リーダーシップ」の発揮も、制度上の正当な手続きを経ずに、場当たりの「勢い、ノリで何でもやってしまう」ように見え、危なっかしくて仕方がない。

ことは政治の世界だけではない。学術研究の場でも、かつて言語学（英語学？）の講座物シリーズの付録パンフレットの対談にあったが、「Harris は、Joos は素晴らしい」と褒めちぎっていた当の本人達が「構造主義は全くダメだ、これからはチョムスキーだ、変形文法だ」と言い出す。その変わり身の早さは、敗戦直後に駅前で教室を開いたダンス教師と変わらない。ほかの何とか学分野の何とか理論の表面的な流行を追いかける学者も同罪である。自分の頭で突き詰めて考えていないからできる変心だろう。何が新しいかよりも、何が正しいかが知りたいと思うのは、筆者だけではないだろう。

CEFR の理念は、EU の根底に、その成員である個人の尊重があることを示している。CEFR を受容するのであれば、その理念もまた併せて吟味すべきではないだろうか。なお、筆者は欧州は素晴らしく、日本はダメだと言いたいのではない。島国であり、国家成立の際に意識的な努力を要しなかった日本では、クニヤ政府、政策立案の基盤が、人工物である EU とは異なると指摘しているのである。

立憲君主制も社会主義も、東アジア、東南アジアにおいては国民の議論を封じるために利用されがちである。一方、アジアでは王制を廃止した国の方が、革命、クーデターなどの極端な政変を生じることが多いようである。このことは、権威によって議論を抑えることで国が安定するといった傾向があることを示唆しているようでもある。立憲制、議会制というのが一国の制度として根付き、安定して機能するには、長い時間を要するのだろうし、制度の成立過程の歴史的、文化的な基盤が違えば、多様な立憲制、議会制が成立しうる、そのどれが正しいということはないのかもしれない。

4.2. 日本社会における外国人との共生を目指して

目下の課題である CV2018 に即した社会文化的仲介能力の評価案策定に関しては、評価の目的、内容とともに、評価案を何に用いることができるのか、その将来の活用方法についても考える余地があるように思われる。

本科研の研究課題で策定している社会文化項目の評価案は、まずは現地における現地社会での共存のための評価案であると見なすことができるのではないか。社会文化的適合の第一の段階として「郷に入らば」段階がある。まずはコミュニケーションを重ねながら、現地社会の在り方や考え方を習得する段階である。筆者自身は、自分のコミュニケーション上の態度を滞在先によって微妙に使い分けているという自覚がある。これは現地の社会文化的特徴を学んだ上で、「郷に入らば」の実践を積み重ねて、自分なりの適応方法を経験的に習得してきたのである。

ただし、知識として知ってはいても、何でも現地の人々と同じようにできるわけではない。半分生の豚肉を勧められれば、嗜好だけでなく、寄生虫についての医学的な知識からお断りすることになる。問題は宗教が絡む場合である。イスラム教徒の住民が多い地域のホテルに滞在すれば、午前3時からお祈りを呼びかける声がモスクから大音量で聞こえてくる。ホテルは泊まる際に場所を選べるが、長期に滞在する場合はそうはいかない。コルカタ（カルカッタ）滞在中は、秋のヒンドゥー教の祭りの一週間もの間、大音量の音楽が一晩中聞こえてきて、寝るどころではない。外国でお世話になっている身だから耐えはするが、これが日本で起きたらどうだろうか。宗教よりはマナーの問題として、「日本では静かに暮らすこと」と規則を明確化し、「騒音防止、迷惑行為防止」を法、条例で規制すれば、日本社会は満足するだろうが、長期滞在するイスラーム教徒、ヒンドゥー教徒に対して、「ここは日本だから、郷に入らばで、我慢している」といつて済ませるのは、正当なことだろうか。

1990年頃のコルカタ滞在中のエピソードをひとつ紹介させていただきたい。「コルカタの刑務所でのトラブル」の記事が地元の新聞に載っていた。テロリスト容疑で収監されているシク教徒が「鶏肉を食べさせろ」と要求し、刑務所側は対応に苦慮しているという記事だった。真偽の程は今となっては確かめようがないのだが、「鶏肉を食べるのはシク教徒として当然の食習慣だ」と宗教を盾に主張されると、どうやら刑務所側は「鶏肉は贅沢品だ、ダール豆スープと飯で我慢せよ」と簡単に切り捨てられないようなのである。このようにインドにおいては、他人の宗教に関わる行為については妨げないという原則について、社会的な合意が成立している。現代の日本人は、宗教行為と日常生活を切り分けて暮らしているが、両者が一体になっている社会も存在することを忘れるべきではない。

さまざまな外国人とともに日本人が共生し、協働して将来の日本社会を担っていく、というのが現代の日本の課題であろうし、そのために CV2018 にあるような社会文化的仲介能力を養成することの重要性は、ますます高まるであろう。日本は、歴史的、文化的歩みを異にする EU のような社会にはならないだろうが、外国人を単なる労働力として便利に使い、用が済んだら帰ってもらおう、というような都合のよい考えを捨てて、何人であろうと個人の人権、価値観を尊重しあい、共生する道を探るには、社会制度の整備を進めるだけでなく、互いの価値観や文化の違いを知る教育、異なる文化を仲介する力を養う教育が必要となる。そのような社会、教育の根底には異なる文化、宗教への敬意があるべきだし、社

会制度の整備や教育には相応のコストがかかることも覚悟しなければならない。EU の抱える移民排斥や宗教的対立（「対立」と言うより世俗主義の名の下に多数派であるキリスト教的な価値観をイスラーム教徒に押しつけているように見える場合もある）の根本には、人道的な配慮，差別，偏見の打破が不十分のまま，労働力としての移民を受け入れてきたことがありはしまいか。

参考文献

欧文

Council of Europe. (2001). *Common European Framework of Reference for Languages: learning, teaching, assessment*. Cambridge: Cambridge University Press.

Council of Europe. (2018). *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment. Companion Volume with New Descriptors*. Strasbourg: Council of Europe.
<https://rm.coe.int/cefr-companion-volume-with-new-descriptors-2018/1680787989>

和文

ヨーロッパ日本語教師会 独立行政法人国際交流基金 2005. 『日本語教育国別事情調査：ヨーロッパにおける日本語教育と Common European Framework of Reference for Languages』
<https://www.jpff.go.jp/j/publish/japanese/euro/pdf/ceforfl.pdf>

執筆者連絡先: mmine@aa.tufs.ac.jp

本稿は科学研究費助成事業基盤研究 (B)「アジア諸語の言語類型と社会・文化的多様性を考慮した CEFR 能力記述方法の開発研究」(2018 年度—2020 年度、研究代表者 富盛伸夫、研究課題/領域番号 18H00686) の研究成果のひとつとして公開するものである。